

第 1 回検討審議会後の経過

日時	内容	備考
令和 7 年 7 月 14 日 (月)	第 1 回検討審議会	別添資料 1 参照
令和 7 年 7 月 28 日 (月) から 令和 7 年 8 月 12 日 (火) まで	組合ホームページ上での意見募集 ⇒ 1 件提出あり	別添資料 2 参照
令和 7 年 9 月 11 日 (木)	第 2 回検討審議会	

【第 1 回検討審議会での主な意見】

No	検討事項	意見内容	検討結果
1	ごみ処理施設 整備事業の概要	新しい施設は具体的にどこに建設するのか。また、新しい施設の建設期間中、ごみ処理はどのようにするのか。	第 2 回説明資料 7、8 ページをご参照ください。
2	ごみ処理施設 整備基本計画等 の概要	【ごみ処理方式】について、プラントメーカーへアンケート調査を行うということだが、こういった内容の調査を行う予定で、それによりどのようにごみ処理方式を選定するのか。それについて検討審議会での説明はないのか。	第 2 回説明資料 9 ページ及び 45 ページ～49 ページ 及び参考資料をご参照ください。
3	処理対象物 及び施設規模 (処理対象物)	分別されずに焼却されたプラスチックが、マイクロプラスチックとして煙突から排出される可能性はあるのか。	焼却炉では 850℃以上の高温で焼却しているため、 焼却されたプラスチックは大部分が燃焼ガスに変わることから、マイクロプラスチックとして煙突から排出される可能性はほとんどありません。
4	環境保全計画	環境保全計画として示すのであれば、排ガス基準値と煙突高さだけではなく、想定される環境負荷とその対策を検討するべきであると考え。環境保全計画の全体像を示していただきたい。	第 2 回説明資料 14 ページ～44 ページをご参照ください。
5	環境保全計画 (排ガス基準値)	自主基準値案の具体的な設定根拠について説明を求める。特に、近隣施設の基準値と比較して、必ずしも厳しい値とは言えない項目も見受けられるが、どのような考え方でこの値を設定したのか。	第 2 回説明資料 15 ページ～28 ページをご参照ください。
6	環境保全計画 (煙突高さ)	拡散性について、拡散計算の実施は検討しているか。	第 2 回説明資料 38 ページをご参照ください。
7	環境保全計画 (煙突高さ)	組合が保有する定点測定データと、今回提案された煙突高さ・排ガス基準値案との関連性について、比較検証を行う予定はあるか。	第 2 回説明資料 39 ページをご参照ください。

【組合ホームページでの意見募集結果】

No	検討事項	意見内容	検討結果
1	処理対象物 及び施設規模 (処理対象物)	・ 使用済み紙おむつ 紙おむつに付着した感染性ウイルス・細菌が作業員への二次感染を防止のため、もったいないと思うが可燃ごみ処理が望ましい。	いただいたご意見は、今後の議論の参考にさせていただきます。
2	処理対象物 及び施設規模 (処理対象物)	・ 剪定枝 剪定枝に付着した病虫害枝も含まれており、細粉化しての肥料は他の田畑に病害を拡大させる恐れがないか。焼却が望ましい。	いただいたご意見は、今後の議論の参考にさせていただきます。
3	処理対象物 及び施設規模 (処理対象物)	・ ペット等の焼却 新施設での焼却とはいえタンパク質等の焼却の臭いは耐え難く、少しでも美化センターでの焼却ガスを減らして欲しい。個人で民間処理が望ましい。	いただいたご意見は、今後の議論の参考にさせていただきます。
4	処理対象物 及び施設規模 (処理対象物)	・ プラスチック資源 住民が捨てる時点での問題と思う。燃えるごみとプラスチックを住民が捨てる時、根気よく理解を得て捨て易く誘導するしかないのではないか。	いただいたご意見は、今後の議論の参考にさせていただきます。
5	処理対象物 及び施設規模	・ 施設のコンパクト化 施設をコンパクト化したものの、今まで不燃物処理されていた物が粉碎されて可燃化することで、稼働日数が増加し焼却排出ガス量も増えることにならないか。	処理対象物とする不燃物（破碎不燃物）は年間あたり約 305 t※であり、計画ごみ焼却処理量の 0.6%程度であることから、稼働日数や排ガス量への影響はほとんどないものと考えています。
6	環境保全計画 (煙突高さ)	・ 煙突の高さ 煙突の高さが従来通り同じ高さなら、排出されるばいじん・ガスの降下量・基準値はともかくとして、降下地域は変わらないと思う。逆に従来よりも高い煙突設置でどのような変化が生じるのか。	第 2 回説明資料 38 ページをご参照ください。

※ 第 2 回 資料 2-2 処理対象物及び施設規模の設定（案） 4 ページをご参照ください。

会 議 結 果

会 議 名	第1回 尾三衛生組合 廃棄物処理施設整備基本計画等検討審議会
日 時	令和7年7月14日（月）午後2時から午後4時20分まで
場 所	尾三衛生組合エコサイクルプラザ棟3階研修室1
出 席 者	【審議委員】 小林 敬幸（委員長）、小島 義弘（副委員長）、原 理史、武田 輔之 鈴木 功、岩田 芳信、加藤 達雄、加藤 慎司、水野 美門 【事務局】 池野事務局長、総務課（福島次長） 業務課（坂野次長、田中課長、水野課長補佐、増田係長）
欠 席 者	原田 久三
傍 聴 者	2名
議 題 等	下記のとおり
1 開会 尾三衛生組合事務局長から挨拶 2 委嘱状交付 3 自己紹介 4 委員長及び副委員長の選出 小林委員を委員長に、小島委員を副委員長に選出 5 議題 (1) 報告事項 ア ごみ処理整備事業の概要について ・質疑応答及び意見 (委 員) 全体スケジュールについて、環境影響評価を今年度から実施しているが、環境影響評価は住民への情報提供の機会として重要な役割があるという認識である。環境影響評価の具体的なスケジュールと詳細について説明を求める。 (事務局) 環境影響評価の手続きは、配慮書、方法書、準備書、評価書の順に進みます。住民への説明会は、方法書の段階（令和8年度）と準備書の段階（令和9年度）で実施する予定です。配慮書は今年度冬頃に公開され、日進市、みよし市、東郷町及び一部豊田市で閲覧可能となり、意見募集が行われます。	

(委 員)

環境影響評価は、評価結果を事業に反映できるスケジュールとなっているか。

(事務局)

環境影響評価の結果を事業に反映することも考慮したスケジュールとしています。

(委 員)

新しい施設は具体的にどこに建設するのか。また、新しい施設の建設期間中、ごみ処理はどのようにするのか。

(事務局)

新施設は、現在の資源回収ストックヤードの場所に建設を予定しています。建設期間中は、既存施設で引き続きごみ処理を継続します。

(委 員)

施設は新しくなるということだが、組合搬入道路（木戸畑百々線）の状態が悪い。新しい施設の建設に合わせて拡張や補修はできないのか。

(委 員)

前面道路については東郷町が管理しており、現在、拡張の計画はありませんが、必要に応じ部分補修を実施しています。また、要望については持ち帰り伝えさせていただきます。

(委 員)

新しい施設の処理方式は「ストーカー式」で決定しているのか。

(事務局)

処理方式については、今後の検討会で詳細な検討を行い決定しますので、現時点では特定の方式に決まっているわけではありません。

(委 員)

専門的な事柄が多く、一般住民の理解の間に乖離があるため、今後はより分かりやすい説明資料の作成や、質問しやすい機会を設けてほしい。

(事務局)

今後、より分かりやすい資料作成を検討します。

審議会資料は事前に配布しますので、ご質問があれば組合に連絡いただければ事前に説明させていただきます。

(委員長)

この先30年後も稼働している施設であることを見据え、検討審議会の議論を進めていくことが重要であるとする。そのため、事務局には丁寧な対応をお願いしたい。

イ ごみ処理施設整備基本計画等の概要について

・質疑応答及び意見

(委 員)

【処理対象物及び施設規模】について、循環型社会形成推進交付金との関係で施設規模の算出方法が変更されたとのことだが、それにより施設規模は小さくなるのか。また、それにより必要なごみ処理ができなくなる恐れはないか。交付金と施設規模の関係について説明いただきたい。

(事務局)

令和6年3月に環境省から通知された循環型社会形成推進交付金の上限となる施設規模の算出方法変更に対応しました。これにより、年間稼働日数の280日から290日への変更、調整稼働率の廃止、災害廃棄物の10%上限設定が導入されました。

これらを反映した結果、新可燃ごみ処理施設の施設規模は基本構想時の208t/日から187t/日に減少、新粗大・不燃ごみ処理施設は10t/日から11t/日に増加となりました。

施設規模が小さくなる分、ごみピット容量などを大きく設定することで対応します。

(委 員)

【環境保全計画】について、排ガス基準値と煙突高さの2項目が記載されているが、環境保全計画の検討範囲は、煙突高さや排ガス基準値に限定されるのか。

(事務局)

検討審議会では排ガス基準値と煙突高さの2点を主要な検討事項としています。

(委 員)

環境保全計画として示すのであれば、排ガス基準値と煙突高さだけではなく、想定される環境負荷とその対策を検討するべきであると考えます。環境保全計画の全体像を示していただきたい。

(事務局)

ご意見を踏まえ、その他の環境負荷に関する計画も今後、資料に追加し、議論の対象とすることを検討します。また、環境保全計画の全体像を示すようにします。

(委 員)

【環境保全計画】について、検討審議会では検討する排ガス基準値と煙突高さは、環境影響評価とどのように関連するのか。

(事務局)

検討審議会では決定した排ガス基準値と煙突高さを環境影響評価に反映し、予測評価を行います。予測評価の結果、排ガス基準値と煙突高さで環境基準を超過することがあれば、その結果をフィードバックして再設定を行います。

(委 員)

【ごみ処理方式】について、プラントメーカーへアンケート調査を行うということだが、こういった内容の調査を行う予定で、それによりどのようにごみ処理方式を選定するのか。それについて検討審議会での説明はないのか。

(事務局)

プラントメーカーへのアンケート調査では、各処理方式のエネルギー回収率、CO₂削減効果、建設費・運営費などを調査し、ごみ処理方式別の比較検討を行います。アンケートの具体的な内容は、次回の検討審議会で提示する予定です。

(委 員)

【エネルギー利用計画】について、具体的に何を検討するのか。

(事務局)

エネルギー利用計画では、ボイラー設置による発電や売電、近隣企業への余熱供給などを検討します。

(2) 検討事項

ア 処理対象物及び施設規模について

・質疑応答及び意見

(委 員)

プラスチックの分別収集の現状について、組合はどう認識しているか。また、分別されずに焼却されたプラスチックが、マイクロプラスチックとして煙突から排出される可能性はあるのか。

(事務局)

プラスチックの分別推進については、構成市町に協力をお願いしています。みよし市では回収量が少ない現状を把握しています。

マイクロプラスチックについては、プラントメーカーに確認します。

(委 員)

使用済み紙おむつのリサイクル方針は、最終的な施設規模に影響すると思うが、検討の結論はいつ頃出る見込みか。

(事務局)

現時点では、使用済み紙おむつは可燃ごみ処理施設の処理対象物とする方針です。来年度、構成市町が個別にごみ処理基本計画を策定する際に、分別収集の方針を決定すれば、その内容を当組合の計画に反映させることを検討します。

(委 員)

高齢者施設や保育園から出る使用済み紙おむつも、当施設で受け入れる対象となるのか。

(事務局)

事業系一般廃棄物として受け入れています。

(委員長)

使用済み紙おむつのリサイクルは、国が推進しているプロジェクトでもある。ここ5、6年は、国の方で検討調査をしている段階であるが、この先、国のリサイクルへの方針が強化した場合の対応も想定しておいた方がいいのではないかと考える。

(委 員)

破碎不燃物が焼却処理可能になったのは、技術向上によるものか。またこれにより最終処分量の削減につながるとあるが、最終処分場の残余容量の見込みはいかほどか。

(事務局)

焼却炉技術の向上により、破碎不燃物も焼却処理が可能になりました。当組合は最終処分場を保有しておらず、現在、外部に委託しています。

(委 員)

計画ごみ処理量は構成市町の計画という認識であるが、実際の処理量が計画ごみ処理量を上回ってしまう恐れはないか。

(事務局)

計画ごみ処理量は、令和8年度に構成市町がごみ処理基本計画を改定する際に再検討し、令和9年度の事業者選定時に最終的に確定させる予定です。基本計画における計画ごみ処理量及び施設規模は、暫定値となります。

(委 員)

計画における災害廃棄物とは、構成市町から発生するものと理解してよいか。一度に大量の災害廃棄物が発生することになるが、1日に17tずつ処理を進めていくという理解でいいか。

(事務局)

災害廃棄物は日進市、みよし市、東郷町の三市町から出る災害廃棄物を想定しています。処理の進め方については、ご理解のとおりです。

イ 環境保全計画（排ガス基準値及び煙突高さ）について

・質疑応答及び意見

(委 員)

排ガス基準値と煙突高さは、本日の審議会で決定するのか、あるいは次回以降の審議となるのか。

(事務局)

これらは検討事項であり、次回の9月開催予定の審議会で結論を諮ることになります。

(委 員)

自主基準値案の具体的な設定根拠について説明を求める。特に、近隣施設の基準値と

比較して、必ずしも厳しい値とは言えない項目も見受けられるが、どのような考え方でこの値を設定したのか。また、厳しい値としなくても法令基準値よりも十分に低い値であるため問題ないということであれば、既存施設と同じ自主基準値とすることでもいいのではないかと。

(事務局)

自主基準値の設定においては、建設費及び維持管理費の増大、薬品使用量や焼却灰・飛灰の増加に伴う処分費の増大を考慮し、合理的な設定としました。法令基準値を遵守することを前提とし、かつ、既存施設の基準値よりも低い値を設定しています。次回検討審議会において、これらの設定根拠を説明します。既存施設の実測値データについても参考として提示することを検討します。

(委員)

煙突高さ5.9mの設定について、各方面からの視認性、景観、拡散性、経済性などを考慮し、最適な高さを検討いただきたい。

(事務局)

既存施設と同じ5.9mとする場合でも、新施設は排ガス自主基準値が既存施設よりも厳しく、施設規模も小さくなるため、周辺への影響は軽減されると推定されます。景観への影響も限定的と考えられます。

(委員)

拡散性について、拡散計算の実施は検討しているか。

(事務局)

簡易な拡散計算について確認いたします。

(委員)

景観に関連して、煙突の直径に技術的な制約はあるか。

(事務局)

煙突の直径は、細くすると排ガスの排出速度が速くなるため、笛吹現象といわれる音の発生を考慮した制約があり、太くすると排出速度が遅くなるため、排ガスの拡散への影響を考慮した制約があります。

(委員)

組合が保有する定点測定データと、今回提案された煙突高さ・排ガス基準値案との関連性について、比較検証を行う予定はあるか。

(事務局)

4方向で測定を行っており、データ活用について確認します。

(委員)

下水道は未整備ということであったが、現在、排水処理はどうしているのか。また新

施設での排水処理計画について、環境保全計画に記載いただきたい。

(事務局)

既存施設では、完全クローズドシステムとしており、組合敷地からは雨水のみ外部に放流しています。新施設では、浄化槽で処理した後の生活排水については、雨水と一緒に放流することを検討しています。排水基準は資料 1-4 の 8 ページに記載のとおりです。

6 その他

- ・ 次回の検討審議会は、9 月中旬の開催予定とし、具体的な日程は後日調整する。
- ・ 次回の検討審議会は、議事内容を鑑み、原則公開とする。

7 閉会